



2021年4月8日

各 位

会社名 株式会社 乃村工藝社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 榎本 修次  
(コード番号 9716 東証第一部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理統括本部長 奥野 福三  
(TEL.03-5962-1119)

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を2021年5月27日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 変更の理由

- (1) 事業領域の拡大にともない当社の目的事項を追加するため、現行定款第2条を変更するものであります。
- (2) コーポレートガバナンス強化の継続性を担保するため、社外取締役を常に2名以上おく旨現行定款第19条を変更するものであります。
- (3) 当社では2021年3月より、取締役が担う経営に関する意思決定および監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離し、さらなるガバナンスの強化（以下、「本制度改定」という。）をはかることといたしました。従前、取締役および執行役員の役付は、定款に定める役付取締役と執行役員制度の執行役員の役位の双方により行っておりましたが、本制度改定にともない、会長、社長等の役付取締役を廃止したことから現行定款第21条および第22条に所要の変更を行うものであります。
- (4) 法令または定款に定める取締役および監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役および補欠監査役に関する規定を新設し、選任決議の有効期間を定め、就任した場合の任期を明確にするものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2021年5月27日（木）
定款変更の効力発生日（予定）	2021年5月27日（木）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>&lt;目的&gt;            第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11 (条文省略)            (新 設)</p> <p>12～20 (条文省略)</p> <p>第3条～第18条 (条文省略)</p> <p>&lt;員数&gt;            第19条 当社の取締役は、<u>12名以内</u>とする。</p> <p>&lt;選任方法&gt;            第20条 (条文省略)            2. (条文省略)            3. (条文省略)            (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>&lt;任 期&gt;            第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>&lt;目的&gt;            第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11 (現行どおり)</p> <p>12 <u>貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業</u></p> <p>13～21 (現行どおり)</p> <p>第3条～第18条 (現行どおり)</p> <p>&lt;員数&gt;            第19条 当社の取締役は <u>12名以内とし、社外取締役を2名以上おくものとする。</u></p> <p>&lt;選任方法&gt;            第20条 (現行どおり)            2. (現行どおり)            3. (現行どおり)            4. <u>当社は、定款に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠取締役を選任することができる。</u>            5. <u>前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>&lt;任 期&gt;            第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>ただし、前条第4項により選任された補欠取締役が取締役に就任した場合は、当該補欠取締役としての選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="244 221 660 248">&lt;代表取締役および役付取締役&gt;</p> <p data-bbox="244 271 692 297">第 22 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="244 320 836 495">2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="244 562 692 589">&lt;取締役会の招集権者および議長&gt;</p> <p data-bbox="244 611 836 736">第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、<u>取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="244 804 836 978">2. <u>取締役会長および取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="244 1046 692 1072">第 24 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="244 1140 405 1167">&lt;選任方法&gt;</p> <p data-bbox="244 1189 692 1216">第 30 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="244 1238 692 1305">2. (条文省略) (新 設)</p> <p data-bbox="555 1462 692 1489">(新 設)</p>	<p data-bbox="861 221 1054 248">&lt;代表取締役&gt;</p> <p data-bbox="861 271 1358 338">第 22 条 (現行どおり) (削 除)</p> <p data-bbox="861 562 1310 589">&lt;取締役会の招集権者および議長&gt;</p> <p data-bbox="861 611 1458 781">第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、<u>取締役会の決議により、あらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="861 804 1458 978">2. <u>前項の代表取締役に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="861 1046 1358 1072">第 24 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="861 1140 1023 1167">&lt;選任方法&gt;</p> <p data-bbox="861 1189 1358 1216">第 30 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="861 1238 1358 1265">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="861 1288 1458 1453">3. <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定にもとづき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p data-bbox="861 1476 1458 1646">4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="240 271 379 300">&lt;任 期&gt;</p> <p data-bbox="240 315 692 344">第 31 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="240 365 836 490">2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="240 842 708 871">第 32 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="863 271 1002 300">&lt;任 期&gt;</p> <p data-bbox="863 315 1342 344">第 31 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="863 365 1461 779">2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p data-bbox="863 842 1362 871">第 32 条～第 41 条 (現行どおり)</p>